

横須賀市報

号外第 1 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地
毎月		横須賀市役所
10日	編集兼	横須賀市長
25日	発行人	上地克明
	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

監査委員公表

- ◇監査結果の報告について 1
- ◇監査結果の報告について 15
- ◇監査結果の報告について 29

監査委員公表

横須賀市監査委員公表

令和元年第1号

監査結果の報告について

地方自治法第242条第1項の規定に基づき提出された住民監査請求について、同条第4項の規定により監査した結果を次のとおり請求人に通知したので、これを公表します。

令和元年5月10日

横須賀市監査委員 川 瀬 富士子
同 丸 山 邦 彦

平成31年（2019年）4月18日

（省略）様

横須賀市監査委員 川瀬 富士子

同 丸山 邦彦

横須賀市職員措置請求に係る監査結果について（通知）

地方自治法第242条第1項の規定に基づき平成31年2月19日付けで提出された横須賀市職員措置請求について、同条第4項の規定に基づき監査を行ったのでその結果を次のとおり通知する。

なお、杉田惺監査委員及び土田弘之宣監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により、本件監査から除斥した。

第1 措置請求

1 請求人

（省略）

2 措置請求の内容（原文のまま）

横須賀市職員措置請求書

平成31年2月19日

横須賀市監査委員 御中

請求人（省略）

1 請求の趣旨

(1) 所属選手のいない団体に対する支出

平成 29 年 6 月 6 日、横須賀市体育協会に対し、補助金等交付決定がされ（証拠 1）、同協会に対し、6,695,000 円の補助金が支給された。

同補助金は、その後、横須賀市アマチュアボクシング協会を含む 39 団体に対し、平成 29 年 6 月 14 日に 165,000 円ずつ送金された（証拠 2）。

そして、同補助金は平成 29 年度中に同協会により費消され、平成 30 年 5 月 14 日、実績報告書（決算書）として横須賀市に報告された（証拠 3）。

ところが、横須賀市アマチュアボクシング協会には、5 年ほど前から所属する選手がいない。

同協会の決算書によると、渉外費、協会運営費としての支出があるが、その内容は不明である（証拠 3）。

そもそも所属選手のいない団体に支出する必要はないはずであり、まったく無駄で不当な支出である。

(2) 競技会のない団体に対する支出

スポーツ振興を目的として支出される補助金については、県大会や関東地区大会や全国大会といった競技会が行われて、広く国民に認知されているスポーツ団体に限り支給されるべきである。

一般社団法人横須賀モーターボート協会に対しても、平成 29 年 6 月 14 日に 165,000 円の補助金が支出された（証拠 2）。

しかし、モーターボートには、アマチュアの競技会はなく、スポーツといえるのか疑問である。

決算書をみても、競技に関する支出はなく、他団体との関係費や釣り等の行事のための支出が多く（証拠 3）、一般市民に対する支出というよりも、特定の団体に対する支出であり、不当である。

同協会に対しても、平成 29 年 6 月 14 日に 165,000 円の補助金が支給され（証拠 2）、平成 29 年度中に費消されて、平成 30 年 5 月 14 日、横須賀市に報告された（証拠 3）。

(3) 横須賀市体育協会の実態は市「直営」形態であり、組織全体が利益相反構造にあり、かつ公金支出に際して公平性・透明性に欠ける。

すなわち、横須賀市体育協会の事務局は市長部局の文化スポーツ観光部のスポーツ振興課が担っている。そして予算執行権をもつ市長が名誉

会長を務める。そして、会長を自民党県議が務めている。

市観光協会の4年前と同じ構図である。

予算編成権と執行権を持つ市長が名誉会長ながら、補助金、運営資金を受託する立場の最高位を務めることは、観光協会の法人化を求めた時と同じ利益相反である。

また、協会のトップを務める会長が自民党の県会議員であり、現状の市直営的団体からして行政の不偏不党、公平性透明性から見て看過できない。

県や他都市が体協の法人化を図っているように、本市体協も組織の法人化を図るなど、早急是正が必要である。

任意団体である協会運営を慣習で行政丸抱えでやってきたことから、39の構成団体中の2割に当たる8団体が横須賀市議が会長を務めている。予算の議決権を持つ市議会議員が会長職を務めており、利益相反が顕著であり看過できない。

更に、横須賀選出の県議が会長を務める団体を含めると、構成団体中4分の1強の実に10団体の会長を政治家が務めている。またこの会長職を務める多くの県議、市議は自民党籍であり、公金支出に当たって不偏不党の原則及び中立、公平性が保たれておらず、不当である。

なお、市議が会長を務める団体は以下の通りである。

横須賀市合気道連盟 浜野雅浩

横須賀市アーチェリー協会 南將美

少林寺拳法協会 田辺昭人

横須賀市スポーツチャンバラ協会 渡辺光一

ソフトボール協会 青木哲正

横須賀市太極拳協会 山口道夫

横須賀市ボウリング協会 大野忠之

横須賀市ライフル射撃協会 杉田惺

つまり、予算を決定する立場の人間が、予算を受け取る団体の代表になっている。これは利益相反に他ならないから、平成29年6月14日に支給された補助金各165,000円(証拠2)は、不当な公金支出といえる。

そして、それらは各協会により平成29年度中に費消され、平成30年5月14日、横須賀市に報告された(証拠3)。

なお、神奈川県や横浜市などは体育協会を法人化している。横須賀市

も観光協会同様に早急に体育協会の法人化を図り、利益相反、行政の公平性など公金支出に疑念を生じさせない対応を取るべきである。監査委員はこの点を明確に指摘すべきである。

- (4) 横須賀市体育協会に対して支給される補助金については、所属する各団体に対して自動的に支給される仕組みになっており、その過程で行政のチェックがない。

そのため、所属選手がいなかったり、スポーツといえるのか疑問がある団体にまで補助金が支給されてしまっている点が、構造的に問題である。

今一度、各団体への支出が適正であるのか否か検討する必要があると考える。

- (5) 以上より、横須賀市アマチュアボクシング協会、一般社団法人横須賀モーターボート協会、横須賀市合気道連盟、横須賀市アーチェリー協会、少林寺拳法協会、横須賀市スポーツチャンバラ協会、ソフトボール協会、横須賀市太極拳協会、横須賀市ボウリング協会、横須賀市ライフル射撃協会に対し、不当に支出された補助金各 165,000 円につき、返還を求めることを横須賀市長に請求するものである。

したがって、上記理由により、横須賀市長に対し、横須賀市から横須賀市体育協会に支出した補助金実績額 6,695,000 円のうち、違法又は不当に支出した分合計 1,650,000 円の損害について返還するように求める。

2 請求人 (省略)

以上の通り、地方自治法 242 条 1 項に基づき、事実証明書を付して監査委員に対し、本請求をする次第である。

以上

事実証明書

- 1 補助金等交付決定通知書
- 2 横須賀市体育協会支出伺書
- 3 実績報告書 (決算書)

第2 要件審査及び請求の受理

平成31年3月5日に要件審査を行い、地方自治法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

横須賀市職員措置請求書（以下「請求書」という。）に記載される横須賀市から横須賀市体育協会（以下「体育協会」という。）に支出した補助金実績額6,695,000円（以下「本件補助金」という。）のうち、(1)所属選手のいない1団体(165,000円)、(2)競技会のない1団体(165,000円)及び(3)市議会議員が会長を務め利益相反にあたるとする8団体(1,320,000円)合計1,650,000円が違法又は不当な支出であり、市に損害が発生しているかどうかについて。

2 監査対象部

文化スポーツ観光部

3 請求人の証拠の提出及び陳述

平成31年3月8日、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人が陳述を行った。なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

4 監査の方法

本件監査は、関係書類の調査及び監査対象部に対する聞き取り調査等を実施した。

5 監査委員の交代

本件監査途中において、平成31年3月31日付けで小野義博代表監査委員が任期満了により退任し、後任として平成31年4月1日付けで川瀬富士子代表監査委員が就任し、監査を実施した。

第4 監査の結果

1 事実関係

(1) 本件補助金の概要

本件補助金は、補助金等交付規則（昭和47年4月1日規則第33号）に基づき、本市の社会体育振興の目的のため、補助金額を6,695,000円（予算の範囲内）として交付している。

(2) 財務会計処理の概要

ア 平成29年6月1日付け、体育協会会長から補助金等交付の申請があり本件補助金の交付について起案され、平成29年6月6日に体育協会一般事業活動運営費に充てられるため文化スポーツ担当部長（平成30年度から機構改革によって文化スポーツ観光部となった。）により決裁が行われた。補助金額は6,695,000円（予算の範囲内）であり、補助金交付決定通知書添付資料として、平成29年度事業計画書、平成29年度一般会計収支予算書が添付されている。事業計画書の基本方針として「本会は、市内のスポーツ団体相互の緊密な連絡協調を図るとともに、スポーツを振興して、市民の健康及び体力向上とスポーツマンシップを涵養する。」（以下「体育協会の基本方針」という。）と定められ、以下事業計画等が示されている。また、補助金等交付決定通知書に記載された交付条件は、「1 補助事業等の内容又は補助事業等の経費の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに市長の承認を受けること。2 補助事業を延期し、中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに市長の承認を受けること。3 補助事業等が予定の期間内に完了する見込みのない場合、若しくは完了しない場合、又は、補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに市長に報告し、その指示を受けること。4 補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳票等を常に整備しておかなければならない。5 補助事業者は、補助事業等が完了したとき又は補助金等の交付決定に係る会計年度が終了したときは、補助事業等の成果を記載した実績報告書に市長の定める書類を添えて市長に報告しなければならない。」とされている。

イ 平成29年6月7日、本件補助金に係る支出負担行為兼支出命令が起案され、同日、スポーツ振興課長による決裁が行われた。

ウ 平成30年5月14日付け平成29年度体育協会体育スポーツ振興事業補

助金に係る交付額6,695,000円に対して、精算額6,695,000円とする実績報告書（添付資料は事業報告書、収支決算書）が提出され、補助事業完了（確定）の決裁が同日付けで文化スポーツ観光部長により行われた。

2 監査対象部からの請求人の主張に関連した説明

(1) 請求書1の(1)に係る請求人の主張に対する見解について

横須賀市アマチュアボクシング協会は、本市が主催する「よこすかスポーツフェスタ」でのボクシング体験コーナーの運営や、市民体育大会を主管することを通して本市におけるアマチュアボクシング競技の普及・振興を行なっている団体です。

体育協会からの報告によれば、市内スポーツ団体相互の緊密な連絡協調を図るとともに、スポーツを振興して市民の体力向上とスポーツマンシップを涵養するという同協会の目的を達するために加盟種目団体に運営交付金を交付しており、所属選手の有無や多寡によって交付の判断をするものではないということから、平成29年度において所属選手がいなかったとの報告も受けているものの、不当な支出にはあたらないと考えます。

(2) 請求書1の(2)に係る請求人の主張に対する見解について

横須賀モーターボート協会は、横須賀うみかぜカーニバル実行委員会が主催する「横須賀うみかぜカーニバル」などへの協力によるマリンスポーツの普及・振興や、市民らがプレジャーボートを安全に楽しめるよう海上安全パトロールを実施し、海難事故防止活動を行なっている団体です。また、会員に対しては海上安全講習会、救急救命講習会を開催し、船舶の安全航行の徹底を指導しています。

体育協会からの報告によると、同協会が加盟種目団体に交付する運営交付金は、同協会の目的に沿った活動を行なっている団体に交付しており、アマチュアの競技会のあるスポーツ活動であるか否かによって交付しているものではないということから、不当な支出にはあたらないと考えます。

(3) 請求書1の(3)に係る請求人の主張に対する見解について

市長には市の予算調製権と執行権はあっても議決権はないこと、及び体育協会の名誉会長は、協会の予算執行権を持たない実質的に名義上の職であり、同協会に係る意思決定を統轄できる立場ではないため、利益

相反にあたらないと考えます。

また、体育協会の会長がいかなる立場の者であっても、本市が同協会に対し補助金を交付するうえで影響を受けていることはありません。

本市の予算を決定するのは市議会であって市議会議員個人ではありません。また、体育協会からの報告によると、市内スポーツ団体相互の緊密な連絡協調を図るとともに、スポーツを振興して市民の体力向上とスポーツマンシップを涵養するという同協会の目的を達するために加盟種目団体に運営交付金を交付しており、その金額は同協会の議決機関である評議員会の議決を経たもので、各団体等しく、市議会議員が会長を務める団体のみが高額であるということはないことから、不当な支出にはあたらないと考えます。

スポーツ振興課が体育協会の事務局であることについては、これまでも検討を重ねてきた結果、現在の方式となっており、事務を処理するためのものであるため利益相反などにはあたらないと考えますが、同協会の法人化については同協会自身も検討事項に掲げています。

(4) 請求書 1 の (4) に係る請求人の主張に対する見解について

体育協会からの報告によると、体育協会加盟種目団体が同協会から交付された運営交付金等の使途については、同協会の会計監査を司る監事と総務委員会委員が、事務局立会いのもと監査を行っており、また、事務局では、支出事務において、挙証資料の確認、決裁を確実にこなしているということから、請求人の「行政のチェックがない」という主張はあたらないと考えます。

(5) 請求書 1 の (5) に係る請求人の主張に対する見解について

これまで述べた見解のとおり、体育協会が標記の10団体に運営交付金を交付したことに不当なところはなく、本市への損害が生じているという事実はないものと考えます。

3 監査委員の判断

(1) 判断基準

補助金については地方自治法第232条の2により「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」としており、平成17年11月10日の最高裁判所判決において、「・・・上告人（市長）が本件第2補助金を支出したにつき公益上の必要があると判断したことは、その裁量権を逸脱し、又は濫用したも

のと断すべき程度に不合理なものであるということとはできないから、本件第2補助金の支出は、地方自治法232条の2に違反し違法なものであるということとはできない。・・・」とされていることから、補助金交付の違法性に係る判断については、公益上必要として補助金を交付した市長の判断が、裁量権を逸脱し、又は濫用した場合において違法になるものと理解することができる。

また、スポーツ基本法(平成23年6月24日、法律第78号)の第4条には地方公共団体の責務について「地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされており、第7条には関係者相互の連携及び協働として「国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。」とし、第34条において「地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。」と規定されている。

これらのことを念頭に置きながら、補助金に係る支出に公益性があり、本市のスポーツ関連施策に寄与するものであるのか合理的な判断に基づき決定されているか、また、その決定が市長の裁量権を逸脱し、又は濫用するようなものであったかどうかを基準に判断するのが相当であると考えられる。

(2) 所属選手のいない1団体(165,000円)について

体育協会への本件補助金の使途のうち、横須賀アマチュアボクシング協会への交付分についての違法性又は不当性について検討する。

本件補助金については、市が、体育協会の補助金等交付申請書に添付された平成29年度事業計画書における体育協会の基本方針を基にして計画された体育協会の事業が、本市のスポーツ関連施策に寄与するものであり、その公益性を合理的に判断したうえで補助金交付決定をしたかについて、市長の裁量権の逸脱、又は濫用がみられるのか、また、その補助決定の基となった体育協会の基本方針に沿った活動を体育協会が行っているかどうかによって判断されるべきである。

所管部局によれば、体育協会の目的(体育協会の基本方針と同様の内

容)の達成のため、加盟種目団体に運営交付金を交付したものであり、所属選手の有無や多寡によって交付の判断をするものではないということである。

このことは、体育協会の規程等によると所属選手の有無によって加盟種目団体への運営交付金を制限する規定等がないことから理解できるものである。所属選手がいなくても、同スポーツの普及を通じて次世代の選手を発掘することなど、市民へのスポーツ振興に寄与する方法は限定されるものではないと考えられる。また、実績報告書に添付された事業報告書には、平成29年10月9日(体育の日)に開催された「よこすかスポーツフェスタ2017」において横須賀アリーナ会場に訪れた参加者672人が行う各種競技体験の一つとして横須賀市アマチュアボクシング協会が参加していることが報告されており、その活動も体育協会の基本方針に沿っていることが分かる。

以上のことから、市長が本件補助金に対して、本市のスポーツ関連施策に寄与し公益性があるとした判断に裁量権の逸脱、又は濫用があったとは言えず、市が体育協会に支出した本件補助金の使途のうち、横須賀アマチュアボクシング協会に交付された165,000円について違法性又は不当性は認められなかった。

(3) 競技会のない1団体(165,000円)について

体育協会への本件補助金の使途のうち、一般社団法人横須賀モーターボート協会への交付分についての違法性又は不当性について検討する。また、本件補助金について判断されるべき点は、第4の3の(2)と同様とする。

所管部局によれば、体育協会が加盟種目団体に交付する運営交付金は、同協会の目的(体育協会の基本方針と同様の内容)に沿った活動を行なっている団体に交付しており、アマチュアの競技会のあるスポーツ活動であるか否かによって交付しているものではないとし、一般社団法人横須賀モーターボート協会は、横須賀うみかぜカーニバル実行委員会が主催する「横須賀うみかぜカーニバル」などへの協力によるマリンスポーツの普及・振興や、市民らがプレジャーボートを安全に楽しめるよう海上安全パトロールを実施し、海難事故防止活動を行なっているとのことである。

このことは、体育協会の規程等によるとアマチュアの競技会の有無に

よって加盟種目団体への運営交付金を制限する規定等がないことから理解できるものである。

また、一般社団法人横須賀モーターボート協会が「横須賀うみかぜカーニバル」などへの協力によるマリンスポーツの普及・振興や、市民らがプレジャーボートを安全に楽しめるよう海上安全パトロールを実施し、海難事故防止活動を行なっていることは、体育協会から提出された平成29年度補助金等交付申請書に添付された体育協会の事業計画書の2事業計画の全般的な事業③の「市及び財団法人神奈川県体育協会との連携を図り、生涯スポーツ活動推進に協力する。」に沿った活動と言える。併せて、「横須賀うみかぜカーニバル2017」は平成29年7月15日及び16日にうみかぜ公園等において開催され約6,900人が来場したイベントである。このようなイベントに上記活動を行うことは、スポーツ基本法に定めるスポーツ事故の防止等の趣旨にも合致する側面的な支援活動とも言えるものであり、第4の3の(2)と同様に市民へのスポーツ振興に寄与する方法は限定されるものではないと考えられる。

以上のことから、市長が本件補助金に対して、本市のスポーツ関連施策に寄与し公益性があるとした判断に裁量権の逸脱、又は濫用があったとは言えず、市が体育協会に支出した本件補助金の使途のうち、一般社団法人横須賀モーターボート協会に交付された165,000円について違法性又は不当性は認められなかった。

なお、請求人は「モーターボートには、アマチュアの競技会はなく、スポーツといえるのか疑問である。」と主張するが、モーターボートがスポーツであるか否かの解釈は、一説にはスポーツの定義は「学者の数だけある」とさえ言われるように、スポーツの定義の整理については住民監査請求制度の趣旨に合致しないため本結果で述べるのは適当ではない。

(4) 市議会議員が会長を務め利益相反にあたるとする8団体(1,320,000円)について

体育協会への本件補助金の使途のうち、市議会議員が会長を務め利益相反にあたるとする8団体への交付分についての違法性又は不当性について検討する。また、本件補助金について判断されるべき点は、第4の3の(2)と同様とする。

所管部局によれば、体育協会の目的を達するために加盟種目団体に運

営交付金を交付しており、その金額は同協会の議決機関である評議員会の議決を経たもので、各団体等しく、市議会議員が会長を務める団体のみが高額であるということはないとのことである。

このことは、体育協会の実績報告書に添付された収支決算書の内訳によると、加盟種目団体39団体同一の金額であるため、市議会議員が会長を務める8団体のみが他の団体と比べて、多額に支出しているとは認められない。これは、加盟種目団体一律に運営交付金を交付するとした体育協会の補助金等交付申請書に添付された平成29年度一般会計収支予算書にも合致するものである。このことから、当該運営交付金が加盟種目団体の会長が誰かによって交付の有無や交付額の大小に影響を与えておらず、市議会議員が会長を務める加盟種目団体ゆえに特別な利益を誘導されているものとは言えない。

次に、請求人の主張する市長の体育協会名誉会長職に係る件と体育協会会長が県議会議員であることについてみると、所管部局の説明によれば、体育協会の名誉会長は、協会の予算執行権を持たない実質的に名義上の職であり、同協会に係る意思決定を統轄できる立場ではないとのことである。また、体育協会の会長がいかなる立場の者であっても、本市が同協会に対し本件補助金を交付するうえで影響を受けていることはないとのことである。

このことについて、体育協会の規約によると、役員及び職員の定義について、第6条の第1項本会に次の役員を置くとあり、会長、副会長をはじめとする8つの役員職を設置することが必須となっている。これに対し、同条第2項では、名誉会長、特別顧問など4つの役職については、「置くことができる。」と規定している。このことからしても、組織運営上必須の役員及び職員と比べて、任意の設置である名誉会長は実質的な名誉職であると考えられる。また、現会長は県議会議員であるが、県議会議員は本市の予算に係る権限は有していないため、いずれも請求者の主張する利益相反にはあたらないと考えられる。

以上のことから、市長が本件補助金に対して、本市のスポーツ関連施策に寄与し公益性があるとした判断に裁量権の逸脱、又は濫用があったとは言えず、市が体育協会に支出した本件補助金の使途のうち、市議会議員が会長を務め利益相反にあたる8団体へ交付された1,320,000円について違法性又は不当性は認められなかった。

なお、請求人は、体育協会の事務局は文化スポーツ観光部スポーツ振興課が担っていること、体育協会の法人化を図ることなどの意見を主張しているが、事務局は体育協会の規約により事務の処理を行うものとされていること、体育協会の法人化は組織形態自体への意見と解せることから、平成29年度において市が体育協会に支出した本件補助金の使途のうち、市議会議員が会長を務め利益相反にあたるとする8団体へ交付された運営交付金に対する違法性又は不当性に関する主張であるとは認められず、いずれも上記判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、請求書の「1 請求の趣旨(1)、(2)及び(3)」に該当する各請求について、本件補助金の公益性を認めた市長の判断については、裁量権の逸脱、又は濫用があったとは言えず、また、違法又は不当な支出であるとは認められなかった。

したがって、請求人の主張には理由がないものと認めこれを棄却する。

横須賀市監査委員公表

令和元年第2号

監査結果の報告について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和元年5月10日

横須賀市監査委員 川 瀬 富士子
同 丸 山 邦 彦

市長室監査結果報告書

定期監査

1 監査の対象及び範囲

市長室の所管に属する平成30年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

2 監査実施の期間

平成31年1月17日から同年3月28日まで

3 監査の方法

監査は、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務（別表）

5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (5) 工事については、設計の積算及び監理が適正に執行されているか。
- (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (7) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (8) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

なお、予算流用措置については、やむを得ないものと認められた。

(1) 支出に関する事務

ア 広報紙の配布に係る手数料について、実際の配布部数に手数料単価を乗じて得た額を支出すべきところ、1自治会分において実際の配布部数と対応しない金額が記載された請求書に基づいて支出した結果、66円の過払いが生じていた。必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。

(広報課)

イ 交通安全推進事業における市内出張に係る旅費の支給に当たり、車賃はバスその他の交通機関により片道1キロメートル以上旅行した場合のみ支給するところ、1キロメートルに満たない経路に係る車賃を支給した結果、360円の過払いが生じていた。必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。

(地域安全課)

(2) 契約に関する事務

ア アプリケーション使用の契約事務に係る随意契約理由書において、随意契約とする場合の契約規則の適用条項を、契約規則第21条第3号(賃貸借契約)とすべきところ、契約規則第21条第6号(業務委託契約)としていた。また、契約書種別欄について、「賃貸借」と記載すべきところ、「一般委託」と誤って記載されていたことから、今後は適正な事務処理に改められたい。

(広報課)

イ 災害情報通信ネットワークシステム平成30年度運用保守委託について、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号(契約規則第21条第6号の規定による予定価格が50万円を超えない額の業務委託契約)に該当する旨を記載した随意契約理由書を添付して契約事務を行っていた。しかし、同契約については予定価格が50万円を超える案件であり、随意契約理由については同施行令同条同項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しない契約)を適用するべきであったので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(危機管理課)

(別表)

監 査 実 施 工 事 一 覧 表

工 事 名	契 約 金 額	契 約 年 月 日	工 事 期 間
日の出町防災資 機材倉庫外壁改 修その他工事 (危機管理課)	39,825,278円	平成30年2月22日	平成30年2月22日 ～ 平成30年8月10日

政策推進部監査結果報告書

定期監査

1 監査の対象及び範囲

政策推進部の所管に属する平成30年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

2 監査実施の期間

平成31年1月17日から同年3月28日まで

3 監査の方法

監査は、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (7) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

支出に関する事務

- (1) 横須賀“住”魅力発信プロジェクト実行委員会に対して支出したエンターテイメント推進事業負担金について、概算払により事業完了前に支出していたが、支出負担行為兼支出命令の支出区分を「概算」として支出すべきところ、誤って「通常」として支出していたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(プロジェクト推進課)

- (2) 旅費の支出において、平成30年7月分旅費（プロジェクト推進課一般事務費）の算出誤りにより旅費額60円の支給超過が生じていたので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。

(プロジェクト推進課)

渉外部監査結果報告書

定期監査

1 監査の対象及び範囲

渉外部の所管に属する平成30年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

2 監査実施の期間

平成31年1月17日から同年3月28日まで

3 監査の方法

監査は、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (7) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

(1) 予算の執行に関する事務

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの非常勤職員の任用に関する決裁文書を任用される非常勤職員本人が平成30年4月1日に起案していた。平成30年4月1日付けの任用通知書や辞令書の案などが添付されており、本件の決裁により当該非常勤職員の任用を決定するものであるため、自らが起案することは不適切な事務処理であることから、今後は適正な事務処理に改められたい。

(国際交流課)

(2) 支出に関する事務

次の旅費の支出において、市外出張に係る旅費の算出誤りにより旅費額210円の支給超過が生じていたので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。

- ・基地財政業務の平成30年7月分旅費（140円の支給超過）
- ・国有財産転用計画推進業務の平成30年7月分旅費（70円の支給超過）

(基地対策課)

(3) 契約に関する事務

横須賀市個人情報保護条例第13条では、個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部を委託しようとするときは、当該個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならないと定めている。「姉妹都市交換学生派遣・受入事業業務委託」及び「国際化推進事業業務委託」において、個人情報の取扱いを伴う業務を委託しているが、仕様書においては「個人情報の保護が万全に図られるよう、規程を策定しこれを順守する。特に電子情報の管理には万端を配する。」や「本委託業務の執行上知り得た情報を、他に漏らしてはならない。」と定めているに留まり、個人情報を保護するために必要な措置の水準としては不十分な状態となっていたので、同条例の規定に基づいた個人情報の保護に必要な措置を講じられたい。

(国際交流課)

こども育成部監査結果報告書

定期監査

1 監査の対象及び範囲

こども育成部の所管に属する平成30年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

2 監査実施の期間

平成31年1月17日から同年3月28日まで

3 監査の方法

監査は、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (7) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

(1) 支出に関する事務

予算決算及び会計規則では、概算払の精算について、その用務終了後10日（休日を定める条例に規定する休日の日数は、算入しない。）以内に精算命令書を作成することと規定されている。しかし、訪問型病児・病後児保育事業視察に係る出張旅費（調達依頼分）については、平成30年11月8日に用務が終了したにもかかわらず、精算手続は行われていなかったため、今後は予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（教育・保育支援課）

(2) 財産管理に関する事務

市役所北口駐車場利用券の管理において、駐車場利用券（2時間券）を金庫保管分から窓口払出用に50枚払い出したにもかかわらず、その事実を駐車場利用券金庫保管分の受払簿に記載しなかったことにより、実査数量と受払簿における数量が一致しなかったため、今後は適正な管理に改められたい。

（児童相談所）

港湾部監査結果報告書

定期監査

1 監査の対象及び範囲

港湾部の所管に属する平成30年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

2 監査実施の期間

平成31年1月17日から同年3月28日まで

3 監査の方法

監査は、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務（別表）

5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に執行されているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に執行されているか。
- (5) 工事については、設計の積算及び監理が適正に執行されているか。
- (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (7) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (8) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる指摘事項については適正な措置を講じ、意見については検討されたい。

なお、予算流用措置については、やむを得ないものと認められた。

(1) 指摘事項

ア 収入に関する事務

市長印の印影が印刷された納入通知書兼領収書（港湾施設使用料）の増刷時に、総務部総務課長の承認を得ずに増刷していたので、今後は公印取扱規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（港湾総務課）

イ 支出に関する事務

予算決算及び会計規則では、概算払の精算について、その用務終了後10日（休日を定める条例に規定する休日の日数は、算入しない。）以内に精算命令書を作成することと規定されている。しかし、横須賀港への航路開設へ向けた事業調整協議のための出張旅費（調達委託分）については、平成30年9月6日に用務が終了したにもかかわらず、平成30年9月25日に精算手続が行われていたので、今後は予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（港湾企画課）

ウ 財産管理に関する事務

港湾施設用地に関する土地台帳（公有財産台帳副簿）の管理において、土地の分筆による地積変更があった場合、財政部長からの通知「公有財産台帳写し」によって土地台帳の修正を行うことになっているが、それを怠ったため現況と一致していない箇所があった。今後は公有財産規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（港湾総務課）

(2) 意見

ふ頭管理事務所で使用している納入通知書兼領収書（港湾施設使用料）は、随時交付する必要がある、かつ、使用枚数が多いために、市長印の押印に代えて、市長印の印影の原版（以下「印影原版」という。）を使用し印刷していた。

印影原版については、ふ頭管理事務所が公印管理を所管する総務部総務課から貸与を受け、印刷発注時に事業者へ貸し出し、印刷終了後には

同事業者からふ頭管理事務所に返却され、さらに同事務所から総務部総務課に返却されていた。なお、公印の印影原版については、総務部総務課が「公印の印刷用印影使用簿」により管理し、返却された時に裁断処分している。

しかし、印影原版をもとに事業者が複写した印刷原版（以下「複写原版」という。）については、事業者がデータ消去等を行わず、ふ頭管理事務所で使用している納入通知書兼領収書（港湾施設使用料）の増刷については、新たに印影原版を取得することなく、当初印刷を受注した事業者に印刷させていたものである。

このような状況から、印影原版と同様に複写原版についても再度使用して印刷されることが無いよう、印刷終了後には複写原版の消去した旨を確認できる手続きについて、公印の印影原版を所管する部局とともに検討されたい。

（港湾総務課）

(別表)

監 査 実 施 工 事 一 覧 表

工 事 名	契 約 金 額	契 約 年 月 日	工 事 期 間
平成30年度走水地区(本港)防波堤5築造工事 (港湾建設課)	73,598,760円	平成30年9月19日	平成30年9月19日 ～ 平成31年2月18日
新港地区三笠園棧橋改良工事 (港湾建設課)	148,458,960円	平成29年9月21日	平成29年9月21日 ～ 平成30年4月10日
平成30年度大津地区護岸築造工事 (港湾建設課)	151,337,160円	平成30年5月9日	平成30年5月9日 ～ 平成30年11月6日
平成30年度大津地区護岸ブロック製作工事 (港湾建設課)	68,092,920円	平成29年9月10日	平成29年9月10日 ～ 平成31年3月7日
台風21号による走水地区走水観音崎遊歩道災害復旧工事 (港湾建設課)	62,475,840円	平成30年3月14日	平成30年3月14日 ～ 平成30年7月31日
平成30年度北下浦漁港海岸5号離岸堤築造工事 (港湾建設課)	60,274,800円	平成30年9月12日	平成30年9月12日 ～ 平成31年2月12日

横須賀市監査委員公表

令和元年第3号

監査結果の報告について

地方自治法第242条第1項の規定に基づき提出された住民監査請求について、同条第4項の規定により監査した結果を次のとおり請求人に通知したので、これを公表します。

令和元年5月10日

横須賀市監査委員 川 瀬 富士子
同 丸 山 邦 彦

平成31年（2019年）4月26日

（省略） 様

横須賀市監査委員 川 瀬 富士子

同 丸 山 邦 彦

同 杉 田 惺

同 土 田 弘之宣

横須賀市職員措置請求に係る監査結果について（通知）

地方自治法第242条第1項の規定に基づき平成31年2月25日付けで提出された横須賀市職員措置請求について、同条第4項の規定に基づき監査を行ったのでその結果を次のとおり通知する。

第1 措置請求

1 請求人

（省略）

2 措置請求の内容（原文のまま。一部関係人以外の個人名を省略している。）

横須賀市職員措置請求書

横須賀市長に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

小原台ふじ学童クラブは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（資料①）」に基づき平成29年9月1日に開所し、横須賀市の「放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（資料②）」に基づき補助金を受けている（平成30年3月31日補助事業完了、平成30年4月17日実績報告書提出（資料⑤-9））が、補助金請求の根拠としている内容が事実と異なり、過剰に補助金971,000円を受け取り、横須賀市に対して損害を与えている。

また、受け取った補助金や利用料についての決算報告が、利用している保護者や従事している支援員に開示されることもなく、学童クラブの運営にすべて使用されていないため、横須賀市の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（資料①）」を遵守できておらず、横須賀市が行う事業について市民からの信頼を損ね、適切な支援を受けることができている児童に損害を与え、結果、横須賀市に対して損害を与えている。

したがって、小原台ふじ学童クラブにおける運営と補助金使用の内容について実態を明らかにし、不正請求と不正使用を是正すること、そして不適切な運営実態が明らかとなった場合は、放課後児童健全育成事業を担う補助対象団体として悪質かつ不適切として運営主体から排除する措置を求める。

根拠資料として、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、放課後児童健全育成事業補助金交付要綱、放課後児童健全育成事業開始届、事業計画変更申請書、指導員を募集している学童クラブ一覧、平成29年度小原台ふじ学童クラブ申込書（兼契約書）、証言書類等を提出する。

【不正請求による損害の内容】

1、基本額

土曜日の開所がされていないにも関わらず、開所日に含まれており、また、児童数も実際よりも多く申告されているため、放課後児童

健全育成事業補助金の基本額の請求が過剰となっている。

- ・土曜日は毎月2日開所と申告（資料⑤-1、⑤-8）。

1/16市役所教育・保育支援課と永井議員、A立ち合いの現地調査で「月1～2日開所。児童の預り実績は一度もない。支援員のみ出勤をして事務仕事等をしている。」と言った。

保護者からの依頼に対してもBから「土曜日の預かりはずっとしていない。」と断られている。また、開所時に「1時間700円の自己負担」と事業主から説明されていたため利用出来ずと証言あり。

- ・利用申込書（資料⑦）には、「開設日 毎週月曜日から金曜日」「土曜保育等 別料金」の記載。指導員を募集している学童クラブ一覧（資料⑥）でも「休日等 土曜、日曜、祝日」と記載あり。土曜開所できる状況が見当たらない。

- ・公表されている支援員のシフト表、給与明細もなく、給与は現金手渡しで振込記録もなく、土曜出勤は確認できない。平成30年1月の勤務表（資料⑨）では、そもそも土日の記入欄がない。

- ・支援員の証言書（資料⑩）でも開所していないことを確認している。

- ・土曜開所していなければ、平成29年度平日の合計は244日となり、補助金交付要綱（資料②）の基本額「(1)年間開所日数が250日以上ア」に該当せず、「(2)年間開所日数が200日以上249日以下イ」に該当。

- ・実際の児童数は、平成29年9月末で2人退所しており、平成29年10月から平成30年2月までは9人、平成30年3月は私の子供2人も利用を拒否されており7人となるが、平成29年10月から平成30年3月まで10人での申告が報告書（資料⑤-1）でされている。

これにより、年間平均児童数は11人で請求されている（資料⑤-2）が実際は9人となる。

- ・仮に、指導員が条例（資料①）通り2人体制で土曜出勤していたとすると、運営規程等（資料④-2、⑤-1、⑤-8）では「土曜日 午前8時00分から午後19時00分まで」であり、時給

給与が11時間分発生。平日は7時間の時給給与となる。時給は一律1,000円（資料⑩）。

決算書（資料⑤-11）で申告されている人件費は3,049,000円であり、主たる有資格支援員4名（資料④-1、⑤-5、⑤-6、⑧）は平日月最大13日出勤（資料⑨）＋土曜日出勤、さらに処遇改善加算（資料⑤-5）とキャリアアップ加算（資料⑤-6）があるため、課税と社会保険の対象（資料⑫）である月88,000円の収入、週20時間を超えるはずであるが、支援員全員課税申告をしておらず社会保険も未加入。雇用契約書もない。

決算書（資料⑤-11）でも「法定福利費0円」となっている。

これらより、年間開所日数が250日以上とならず、200日以上249日以下（イ クラブ児童数1人以上19人以下）となるため、請求できる補助金は、

$1,637,000円 \times (7 \text{ か月} / 12 \text{ か月}) = 954,916.6 \text{ 千円以下切捨} = 954,000円$

$補助金交付済額 1,179,000円 - 請求可能金額 954,000円 = \underline{225,000円}$

よって、基本額のうち225,000円が不正請求となり、横須賀市へ損害を与えている。

2、長時間開所加算（平日）

長時間加算（平日）は、「1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所（資料②）」が条件。

小原台ふじ学童クラブ運営規程等（資料④-2、⑤-1、⑤-8）では、「小学校の授業がある日（平日）午後12時00分から午後19時00分」とあるが、実際には14時30分ごろにしか支援員は来ていない。

指導員募集一覧（資料⑥）でも就労時間は「14:30～18:30」、勤務表（資料⑨）のシフトにおいても「14:30～18:30」の記載、支援員の証言（資料⑩）においても14:30出勤が確認される。複数の保護者の証言でも14:30ごろにならなければ電話にでないことが確認されている。

そのため、長時間加算（平日）は交付対象外であり、220,000円の請求は、不正な助成金請求であり、横須賀市に損害を与えている。

3、放課後児童支援員等処遇改善等加算

上記加算は、「年間開所日数が250日以上…の学童クラブが賃金の改善を行う場合（資料②）」に請求できるものであるが、前述の1項において示した通り、「年間開所日数が250日以上」に該当しない。

また、仮に該当していたとしても支援員には支払われていない。

加算対象者名簿（資料⑤-5）に「毎月の手当及び賞与で支給」と記載あり、指導員月支給額（資料⑤-7）というふじ学童クラブ独自の資料が提出され、支援員に支払われているように申告されているが、実際には支援員の証言（資料⑩）の通りであり、勤務表兼給与計算書（資料⑨）に記載欄もなく、支払われていない。

よって、処遇改善等加算は交付対象外であり、280,000円の請求は、不正な助成金請求であり、横須賀市に損害を与えている。

4、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善加算

上記加算は、「支援員に対し、経験年数や研修実績等に応じ…賃金改善を行っている場合（資料②）」に請求できるものであるが、前述3項の通り、支援員には支払われていない。

3、4の加算は、支援員に支払われることが前提で支給されているもので、支援員の支援の質につながる加算であるが、小原台ふじ学童クラブでは支払われておらず、すべての支援員が一律時給のみのパートタイム雇用（資料⑥）。雇用契約、給与明細書もなく、給与の受渡は受取のサインをするのみで現金支給。給与計算は、勤務表（資料⑨）に計算欄があり、時給を単純計算するもののみで、加算についての記載はない。臨時を含め月13日以内、一日5.5時間までの就労（資料⑩）とされており、社会保険への加入、課税もない。現場の責任者もいない。

そのため、支援の質を求める条例の趣旨に反し、過剰な補助金請求であり、横須賀市、市民、児童に損害を与えている。

よって、キャリアアップ処遇改善加算は交付対象外であり、216,000円の請求は、不正な助成金請求であり、横須賀市に損害を与えている。

5、ひとり親世帯利用料割引加算

平成29年9月1日現在の利用児童は、11人だが、10月1日以降は9人。

1年生：	}	C・D・E・F・G・H・I・J・K・L・M
2年生：		
3年生：		
4年生：		
5年生：		
6年生：		

児童名簿（④-3）に記載の11人について、5年生と6年生が1人ずつ退所している。児童数等報告書（資料⑤-1）の人数は10月以降9人であり誤り（資料⑩）。

ひとり親児童数は、F、H、J、Mの4世帯だが、Mは平成29年9月末で退所しているにも関わらず、4人で請求している（資料⑤-1、⑤-4）。児童数及びひとり親児童数の水増しである。

よって、平成29年10月から平成30年3月までの1人分、6カ月間の加算、30,000円について過剰な補助金請求であり、横須賀市に損害を与えている。

6、その他

●決算書における不正使用

・人件費の水増し

29年度、9月から3月までの平日は合計140日。土曜開所はしていないことから、人件費は140日分。給与として3,409,000円が8人の支援員に支払われたとされており（主たる支援員は4名で他の4名は応援）、その他に処遇改善とキャリア加算が支払われていると決算書で申告。1日に支払われる給与は、3,409,000円÷140日＝24,350円（うち学校の休業日は10日）＋加算分の手当

支援員は2人体制であり、上記金額が支援員に支払われていないことは前述の1～4の通りである。

雇用契約もなく、利用料や給与支払い方法等現金のみの収受で証拠を残さないようにされており悪質。

実際の労働条件は労働基準法に抵触しないように配慮されてい

る一方で、放課後児童健全育成事業では賃金を保証し支援員の質を確保しているかのように装い悪質である。

- ・給食費の水増し申告

おやつ代として毎月2,000円を保護者は支払っており（資料④-2、⑤-11、⑦、⑧）、決算書（資料⑤-11）では、153,480円の申告。140日で割ると約1,096円。児童数10人の申告数通りに毎日来所していたとしても、1人100円の消費がされていたことになっている。

しかし実際には、1/16現地調査においても、1人100円は消費しておらず平成30年5月頃改善したとの報告。支援員の証言（資料⑩）でも月5,000円～10,000円と確認しており、水増し申告をしている。

- ・損害賠償保険の未加入

放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（資料②）第3条（5）において、加入の義務が規定されているが、小原台ふじ学童クラブは未加入。決算書（資料⑤-11）の保険料欄は「0円」。

よって、賠償すべき事故への保証が確保されておらず、補助対象団体として不適切である。

- ・赤字補填

決算書（資料⑤-11）では事業主からの補填が652,898円とされているが、実際に支出されていない人件費や給食費、処遇改善加算キャリアアップ加算があり、赤字となっていないはずである。支出を多く見せ、慈善的に事業を運営しているかのように装い悪質である。

- 運営について

- ・運営委員会の未実施

放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（資料②）第3条（6）において、運営委員会の設置と実施していることが義務づけられているが、小原台ふじ学童クラブでは未実施であることを担当課と当該小学校校長等から聴き取りしている。よって、補助対象団体として不適切である。

- ・苦情窓口の未設置

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例（資料①）第17条において、苦情窓口の設置を義務づけられているが、小原台ふじ学童クラブの運営規程（資料④-2）に記載されていない。保護者児童に対しても知らされていない。よって、補助対象団体として不適切である。

◎根拠資料

- ① 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ② 放課後児童健全育成事業補助金交付要綱
- ③ 公文書部分公開決定通知書
- ④ 放課後児童健全育成事業開始届
 - 1 第4号様式 職員名簿
 - 2 小原台ふじ学童クラブ運営規程
 - 3 (様式7) 平成29年度 放課後児童名簿
- ⑤ 事業計画変更申請書
 - 1 (様式18-1) 平成29年度 児童数等報告書
 - 2 (様式18-2) 平成29年度 児童数等報告書
 - 3 (様式19) 平成29年度 放課後児童名簿
 - 4 (様式10) 平成29年度 ひとり親世帯及び多子世帯利用料割引加算対象者名簿
 - 5 (様式22) 平成29年度 放課後児童支援員等処遇改善等加算対象者名簿
 - 6 (様式23) 平成29年度 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善加算対象者名簿
 - 7 指導員月支給額
 - 8 開所日数加算・長時間開所加算シート
 - 9 (様式15) 実績報告書
 - 10 (様式16) 平成29年度 事業実績内訳書
 - 11 (様式17) 平成29年度 決算書
- ⑥ 指導員を募集している学童クラブ一覧（小原台ふじ学童クラブ）
- ⑦ 平成29年度小原台ふじ学童クラブ申込書（兼契約書）
- ⑧ 小原台ふじ学童クラブ8/27確認事項
- ⑨ 平成30年1～2月勤務表兼給与計算書
- ⑩ 支援員証言書

- ⑪ 保護者証言書
- ⑫ 社会保険関連資料（政府広報オンライン平成29年5月10日版）
- ⑬ （参考）東京新聞 記事

小原台ふじ学童クラブの補助金については、平成30年4月17日の実績報告書にて確定しており、不正受給は成立している。前述の1から5において算出された補助金の不正受給額は、合計971,000円となる。

また、これらの不正請求に至っては、金銭収受を現金のみとしていることや虚偽申告など方法が悪質であり、運営においても不適切な対応が多数ある。そのため、補助対象団体として不適切な事業所であり排除等是正が必要である。

よって、横須賀市長に横須賀市が損害を受けている補助金971,000円の返還等必要な措置を求める。

2 請求人（省略）

上記のとおり地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成31年2月25日

横須賀市監査委員あて

第2 要件審査及び請求の受理

平成31年3月5日に要件審査を行い、地方自治法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

横須賀市職員措置請求書（以下「請求書」という。）に記載される横須賀市から小原台ふじ学童クラブ（以下「本件学童クラブ」という。）に支出した放課後児童健全育成事業補助金実績額（以下「本件補助金」という。）のうち、「1、基本額」に係る225,000円、「2、長時間開所加算（平日）」に係る220,000円、「3、放課後児童支援員等処遇改善等加算」に係る280,000円、「4、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善加算」に係る216,000円、「5、ひとり親世帯利用料割引加算」に係る30,000円の合計971,000円が違法又は不当な支出であり、市に損害が発生しているかどうかについて。

2 監査対象部

こども育成部

3 請求人の証拠の提出及び陳述

平成31年3月20日、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人が陳述を行った。また、請求人から新たな証拠の提出があった。

4 監査の方法

本件監査は、関係書類の調査及び監査対象部に対する聞き取り調査等を実施した。

5 監査委員の交代

本件監査途中において、平成31年3月31日付けで小野義博代表監査委員が任期満了により退任し、後任として平成31年4月1日付けで川瀬富士子代表監査委員が就任し、監査を実施した。

第4 監査の結果

1 事実関係

(1) 本件補助金に係る規定等

本件補助金は、放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（以下「本件要綱」という。）に基づき、児童福祉法第34条の8第2項の規定により

放課後児童健全育成事業開始届を市長に提出している団体（以下「推進団体」という。）に対して交付するものである。本件学童クラブは推進団体として、本件要綱第2条第1号に規定された放課後児童クラブを運営している。

また、市が交付する補助金等に関する基本的事項は補助金等交付規則において定めている。

(2) 本件補助金の補助対象等について

補助対象等は本件要綱別表第1に規定しており、「第3 監査の実施
1 監査対象事項」に係るものは次表のとおりである。

また、本件要綱第5条第1項において、年度の途中から放課後児童クラブを開所した場合の取扱いについて「事業実施月数(当該月数に1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、別表第1に定める額に事業実施月数を12で除した数を乗じた額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。」と定めている。

補助対象	補助要件及び補助限度額
基本額	(1) 年間開所日数が250日以上放課後児童クラブ(一支援の単位当たり年額) ア クラブ児童数が1人以上19人以下 2,238,000円－(19人－クラブ児童数)×27,000円 イ クラブ児童数が20人以上35人以下 4,306,000円－(36人－クラブ児童数)×25,000円 ウ クラブ児童数が36人以上45人以下 4,306,000円 エ クラブ児童数が46人以上70人以下 4,306,000円－(クラブ児童数－45人)×53,000円 (2) 年間開所日数が200日以上249日以下の放課後児童クラブ(一支援の単位当たり年額) ア クラブ児童数20人以上 2,847,000円 イ クラブ児童数1人以上19人以下 1,637,000円
長時間開所 加算	基本額の項第1号に掲げる補助を受ける放課後児童クラブに対しては当該基本額に下記補助額を、同項第2号に掲げる補助を受ける放課後児童クラブに対しては当該基本額に下記補助額(第1号に掲げるものに限る。)を加算する。 (1) 学校の休業日以外の日において、1日の開所時間が6時間を超え、かつ、利用終了時刻が午後6時を

	<p>超える放課後児童クラブ(一支援の単位当たり年額) (1日の開所時間が6時間を超え、かつ、利用終了時刻が午後6時を超える時間の年間平均時間数)×378,000円</p> <p>(2) 学校の休業日において、1日の開所時間が8時間を超える放課後児童クラブ(一支援の単位当たり年額) (1日の開所時間が8時間を超える時間の年間平均時間数)×170,000円</p>
放課後児童支援員等処遇改善等加算	<p>年間開所日数が250日以上、かつ、学校の休業日以外の日において、利用終了時刻が午後6時30分を超え、学校の休業日において、1日の開所時間が8時間以上の放課後児童クラブが、放課後児童健全育成事業実施要綱(平成29年4月3日厚生労働省雇児発0403第20号)別添6放課後児童支援員等処遇改善等事業4(2)の事業のいずれかに従事する放課後児童支援員等(平成25年度と比較して賃金改善を行っていること)の賃金の改善を行う場合は、下記補助額を加算する。(一支援の単位当たり年額)</p> <p>10,000円×放課後児童支援員等数×勤務月数 (年額1,541,000円を限度とする。)</p>
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善加算	<p>放課後児童クラブが、放課後児童支援員に対し、経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金改善の仕組みを設けることを目指し又は設けて平成28年度と比較して賃金改善を行っている場合は、下記補助額を加算する。(一支援の単位当たり年額868,000円を限度とする。)</p> <p>(1) 放課後児童支援員(1人当たり年額124,000円を限度とする。)</p> <p>(2) 経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員で、横須賀市が指定する研修を受講した者(1人当たり年額248,000円を限度とする。)</p> <p>(3) 経験年数が概ね10年以上の放課後児童支援員で、横須賀市が指定する研修を受講した事業所長的立場にある者(原則1名とし、年額372,000円を限度とする。)</p>
ひとり親世帯利用料割引加算	<p>ひとり親世帯の児童に係る利用料について割引を実施する放課後児童クラブに対し、上記基本額に当該割引の実額を加算する。(1人当たり月額5,000円を限度とする。)</p>

(注) 表は平成29年度時点のものである。

(3) 本件補助金の交付手続等について

ア 補助金等交付規則第4条及び本件要綱第6条の規定により、申請者は、補助金等交付申請書に事業計画書、予算書及びその他参考となる

書類を添えて市長があらかじめ指定した期間内に提出しなければならないとされている。

イ 補助金等交付規則第5条第1項の規定により、市長は、補助金の交付を決定したときは、補助金等交付決定通知書により申請者に通知するものとされている。

ウ 本件要綱第7条の規定により、本件補助金は、請求により事業終了前に交付することができるものとされている。

(4) 本件補助金の実績報告について

補助金等交付規則第10条の規定により、補助金等の交付の対象となる事務又は事業を行う者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、補助事業の成果を記載した実績報告書に市長の定める書類を添えて市長に提出しなければならない。市長の定める書類は本件要綱第9条に規定されており、事業実績内訳書、決算書等である。

(5) 補助金等の交付決定の取消しに関する規定について

補助金等交付規則第13条は、補助金等の交付の対象となる事務又は事業を行う者が「偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき」などに該当した場合は交付決定の全部又は一部を取り消すことができる旨を規定している。

(6) 本件学童クラブへの交付に係る財務会計処理について

ア 平成29年9月13日、本件学童クラブが市長あてに補助金等交付申請書（申請額2,063,000円）を提出した。

イ 平成29年9月13日、交付の決定に係る伺及び予算執行伺が起案され、同日、所管部長による決裁が行われた。これを受けて、同日、交付額を2,063,000円と決定し、本件学童クラブに補助金等交付決定通知書により通知した。

ウ 平成29年9月25日、本件学童クラブが市長あてに交付請求書を提出した。

エ 平成29年10月4日、上記交付請求書に基づき2,063,000円の支出が行われた。

オ 平成29年12月1日、本件要綱の改正により補助金の単価が変更されたことなどに伴い、本件学童クラブが市長あてに事業計画変更申請書を提出した。

カ 平成29年12月6日、上記事業計画変更申請に対する交付の決定に係る伺及び予算執行伺が起案され、同日、所管部長による決裁が行われた。これを受けて、同日、交付額を2,693,000円と決定し、本件学童クラブに補助金等交付決定通知書により通知した。

キ 平成29年12月20日、上記交付決定額から支出済みの額を差し引いた額630,000円の支出が行われた。

ク 平成30年3月31日、開所時備品の購入による補助項目追加に伴い、本件学童クラブが市長あてに事業計画変更申請書を提出した。

ケ 平成30年3月31日、上記事業計画変更申請に対する交付の決定に係る伺及び予算執行伺が起案され、同日、所管部長による決裁が行われた。これを受けて、同日、交付額を2,811,000円と決定し、本件学童クラブに補助金等交付決定通知書により通知した。

コ 平成30年4月17日、本件学童クラブが市長あてに実績報告書を提出した。同報告書に記載された精算額は交付決定額と同額である。

サ 平成30年4月27日、上記交付決定額から支出済みの額を差し引いた額118,000円の支出が行われた。

2 監査対象部からの請求人の主張に関連した説明

(1) 請求書の「1、基本額」に係る請求人の主張に対する見解について

まず、年間開所日数については、所管部職員2名が本件学童クラブに保管されていた日誌（以下「本件日誌」という。）を確認したところ、平成29年度において土曜日は月に1日か2日開所していましたが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例上の、児童を預かることのできる職員配置基準（2人以上）を満たしているのは平成29年9月2日と同年9月9日の2日のみであり、日数について錯誤があったとのことです。このため、平成29年度の土曜日の開所日数は2日となり、平日140日開所と合わせて合計142日開所となります。平成29年9月から平成30年3月までの7月開所のため、1月当たり21日（ $142 \div 7 = 20.28 \approx 21$ ）となります。したがって、年間開所日数は、252日（ $21 \times 12 = 252$ ）となります。

次に、児童数について、本件日誌を確認したところ、請求人が平成29年9月末で退所したと主張する2人の児童については、同年10月及び11月も利用しており、退所届は提出されていません。また、「平成30年3月は私の子供2人も利用を拒否されており」との主張については、平成

30年4月からの利用をお断りしています。

このため、平成29年度児童数等報告書において、児童数が10人となっている同年10月から平成30年3月までの児童数は11人の誤りであり、年合計は77人、平均クラブ児童数は11人となります。

以上のことから、本件学童クラブは、本件要綱別表第1の「(1)年間開所日数が250日以上放課後児童クラブ(一支援の単位当たり年額)」の「ア クラブ児童数が1人以上19人以下」に該当します。

上記のとおりクラブ児童数は11人であるため、1年間運営した場合、 $2,238,000円 - (19人 - 11人) \times 27,000円 = 2,022,000円$ となり、これを7月分に換算すると $2,022,000円 \times 7/12 = 1,179,000円$ となります。

(2) 請求書の「2、長時間開所加算(平日)」に係る請求人の主張に対する見解について

学校の行事や授業終了時間により異なりますが、原則的に運営規程に定められた時間を開所時間としていますので、請求人が主張する損害は発生していないものと考えます。

(3) 請求書の「3、放課後児童支援員等処遇改善等加算」に係る請求人の主張に対する見解について

Aに給与の加算の支払いを確認したところ、支払われているとの発言がありました。このため、請求人が主張する損害は発生していないものと考えます。

(4) 請求書の「4、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善加算」に係る請求人の主張に対する見解について

平成30年度について、4月分から給与支払明細書が備えられており、当該明細書によると放課後児童支援員等処遇改善等加算及び放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善加算は支払われていることを確認しました。

このため、平成29年度は、給与支払明細書は備えられていないものの、当該加算の支払いが行われているものと思われまますので、損害は発生していないものと考えます。

また、放課後児童支援員の雇用形態については、個々の学童クラブが実情に応じて決定していますので、時給のみのパートタイム雇用であるから支援の質に問題があるとは言えないものと考えます。

さらに、本件学童クラブは、児童の保育に関して特に問題がないこと

から、児童の安全に配慮した適切な対応が行われていたものと判断しています。

したがって、支援の質を求める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の趣旨に反するという請求人の主張は当たらないものと考えます。

(5) 請求書の「5、ひとり親世帯利用料割引加算」に係る請求人の主張に対する見解について

本件日誌を確認したところ、請求人が「平成29年9月末で退所している」と主張するひとり親世帯の児童1人について、同年10月及び11月も利用しており、退所届は提出されていません。

3 監査委員の判断

(1) 判断基準

補助金については地方自治法第232条の2により「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」としており、補助金等交付規則によれば、第3条に「市長は、公益上必要があると認める補助事業等を行う者に対し、予算の範囲内において、その施行に必要な経費の全部又は一部について補助金等を交付することができる。」とある。

本件補助金の交付については、本件要綱が定められており、補助金の交付を受けることができる推進団体の具備要件や補助金額等を定めている。

これらのことを念頭に置きながら、補助金が補助金等交付規則及び本件要綱にのっとり支出決定されているかどうかを基準に判断するのが相当であると考えます。

なお、請求書の「6、その他」については、監査対象事項である財務会計行為に限定した法の趣旨及び目的を考慮し、判断の範囲としていない。

(2) 基本額に係る225,000円について

本件学童クラブに対する本件補助金の支出のうち、基本額に係る225,000円についての違法性又は不当性について検討する。

本件学童クラブの基本額については、本件要綱別表第1（以下「上表」という。）の「年間開所日数が250日以上」に該当し、クラブ児童数が11人であるとして、 $2,238,000円 - (19人 - 11人) \times 27,000円 =$

2,022,000円と算出した上で、開所が平成29年9月1日であり、平成29年度における事業実施月数が7月であることから、本件要綱第5条第1項に基づいて2,022,000円に7を12で除した数を乗じた額（1,000円未満の端数切り捨て）である1,179,000円を算定し、これを交付している。

請求人の主張は、「年間開所日数が250日以上」に該当するという点に関し、本件学童クラブが土曜日は開所されていないためこれに該当せず、また、クラブ児童数は9人であるため、過剰な請求であるとしている。

一方、所管部は、年間開所日数について、土曜日の開所が2日であることから平日の開所日数との合計は142日となり、これに事業実施月数が12月に満たない場合における換算方法を適用した結果、252日となるとしている。また、児童数については、本件日誌を確認した結果などから11人であるとしている。

監査委員が本件日誌を確認すると、平成29年度の土曜日の開所日数としている平成29年9月2日と同年9月9日の2日間は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例上の、児童を預かることのできる職員配置基準（2人以上）を満たしてはいるものの、本件学童クラブを利用する児童がいないことがわかる。

児童数について、請求人が「平成29年9月末で2人退所している」と主張していることから、退所について確認すると、本件学童クラブの運営規程によれば、「退会の際には、3ヶ月前に連絡すること。」と規定されており、退所届の提出が必要という記載はなく、所管部によれば、口頭でも差し支えないとのことである。3ヶ月前に退所の意向を伝えなければならないことは、入所申込時の案内資料（請求人からの根拠資料⑦平成29年度小原台ふじ学童クラブ申込書（兼契約書））にも記載されており、利用者に対する一定の周知はされているものと判断できる。

また、本件日誌によれば、請求人が平成29年9月末で退所したとする児童2人においては、同年10月及び11月について、来所の記載はあるが、同年12月から平成30年3月については、本件日誌に名前があるものの来所の記載はない。しかし、平成29年度放課後児童名簿によると、当該児童の退所月は平成30年3月との記載がある。退所にあたっては、退所届の提出はなく、また、口頭による退所の連絡があったか否かは確認できない。

以上のことから、基本額に係る225,000円については、違法性又は不当

性があるとまでは認められなかった。

(3) 長時間開所加算（平日）に係る220,000円について

本件学童クラブに対する本件補助金の支出のうち、長時間開所加算（平日）に係る220,000円についての違法性又は不当性について検討する。

本件学童クラブの長時間開所加算（平日）については、上表のうち「(1) 学校の休業日以外の日において、1日の開所時間が6時間を超え、かつ、利用終了時刻が午後6時を超える」に該当するとして、378,000円に、事業実施月数に応じて7を12で除した数を乗じた額（1,000円未満の端数切り捨て）である220,000円を算定し、これを交付している。

請求人の主張は、本件学童クラブの開所が午後2時30分頃であるから、交付対象外であるとしている。

一方、所管部は、運営規程に定められた開所時刻よりも早く開所する場合や閉所時刻を超えて開所する場合もあり、それらを平均的にとらえて運営規程に定められた時間を開所時間であるとしている。

監査委員が本件日誌を確認すると、実際の開所時間については、平日の多くにおいて正午に開所し、午後7時30分に閉所した記録となっており、また、児童が来所している時刻が午後2時30分以前である日も散見される。

以上のことから、長時間開所加算（平日）に係る220,000円については、違法性又は不当性があるとまでは認められなかった。

(4) 放課後児童支援員等処遇改善等加算に係る280,000円について

本件学童クラブに対する本件補助金の支出のうち、放課後児童支援員等処遇改善等加算に係る280,000円についての違法性又は不当性について検討する。

本件学童クラブの放課後児童支援員等処遇改善等加算については、上表の「年間開所日数が250日以上、かつ、学校の休業日以外の日において、利用終了時刻が午後6時30分を超え、学校の休業日において、1日の開所時間が8時間以上」であり、放課後児童健全育成事業実施要綱別添6放課後児童支援員等処遇改善等事業4(2)の事業のいずれかに従事する放課後児童支援員等の賃金の改善を行っているとして、10,000円×4人×7月＝280,000円を算定し、これを交付している。

請求人の主張は、本件学童クラブは土曜日開所していないことから、上表に記載の「年間開所日数が250日以上」に該当せず、また、放課後

児童支援員の発言等を根拠として、放課後児童支援員に支払われていないとしている。

一方、所管部は、年間開所日数について、上記(2)のとおり土曜日の開所が2日あったことから平日の開所日数との合計は142日となり、これに事業実施月数が12月に満たない場合における換算方法を適用した結果、252日となるとしている。また、補助員の1人が放課後児童支援員等処遇改善等加算の支給を受けていたと発言したとのことである。

しかし、監査委員が平成29年度及び平成30年度の放課後児童支援員等処遇改善等加算対象者名簿を確認すると、平成29年度の当該名簿には当該補助員の記載がないことがわかる。このことから、当該補助員の発言は、平成30年度分として支給されたものに対する発言と考えられる。

請求人の主張が、平成29年度に当該加算を受ける対象の放課後児童支援員の発言等を根拠としているのに比べ、所管部の説明は、実際に平成29年度に加算を受けていない平成30年度在職の補助員の発言を根拠に、平成29年度について当該加算が支払われていると類推しており、具体性に欠ける。そこで、平成29年度に実際に当該加算を受けたとされる4人の放課後児童支援員及び補助員について聞き取りを実施できるかどうかについて所管部に確認すると、すでに全員退職しており、聞き取りは困難とのことである。また、平成29年度においては、給与支払明細書が存在しないため、請求人が発言を得た放課後児童支援員に当該加算が支払われていないことを確認することはできない。同様に他の放課後児童支援員及び補助員についても当該加算が支払われているか否かを確認することはできない。しかし、平成30年度の給与支払明細書によれば、当該加算が支払われていることを確認できる。このため、平成29年度の給与支払明細書は備えられていないものの、当該加算が支払われている可能性も否定できないところである。

以上のことから、放課後児童支援員等処遇改善等加算に係る280,000円については、違法性又は不当性があるとまでは認められなかった。

(5) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善加算に係る216,000円について

本件学童クラブに対する本件補助金の支出のうち、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善加算に係る216,000円についての違法性又は不当性について検討する。

本件学童クラブの放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善加算については、上表のうち放課後児童支援員に対し、経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金改善の仕組みを設けることを目指し又は設けて平成28年度と比較して賃金改善を行っているとして放課後児童支援員3人に対し、1人当たり年額124,000円を限度として、事業実施月数に応じて7を12で除した数を乗じた額（1,000円未満の端数切り捨て）である72,000円を乗じて216,000円を算定し、これを交付している。

請求人の主張は、放課後児童支援員の発言等を根拠として、放課後児童支援員に支払われておらず、さらに支援の質を求める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の趣旨に反しているとしている。

一方、所管部は、平成30年度における実態調査の結果、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善加算が支給されていることを確認し、平成29年度においても同様に支給されていたと推測できるとしている。

また、放課後児童支援員全員が時給のみのパートタイム雇用であるからといって、支援の質に問題があるとは言えず、本件学童クラブにおける児童の保育に関して特に問題がなく、児童の安全に配慮した適切な対応が行われているため、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の趣旨には反していないとしている。

請求人の主張が、平成29年度に当該加算を受ける対象の放課後児童支援員の発言等を根拠としているのに比べ、所管部の説明は、平成30年度の給与支払明細書を確認したことを根拠に、平成29年度について当該加算が支払われていると類推しており、具体性に欠ける。そこで、平成29年度に当該加算を受けたとされる3人の放課後児童支援員について聞き取りを実施できるかどうかについて所管部に確認すると、すでに全員退職しており、聞き取りは困難とのことである。また、平成29年度においては、給与支払明細書が存在しないため、請求人が発言を得た放課後児童支援員に当該加算が支払われていないことを確認することはできない。同様に他の放課後児童支援員についても当該加算が支払われているか否かを確認することはできない。しかし、平成30年度の給与支払明細書によれば、当該加算が支払われていることを確認できる。このため、平成29年度の給与支払明細書は備えられていないものの、当該加算が支払われている可能性も否定できないところである。

なお、支援の質を求める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の趣旨に反していることについては、監査対象事項である財務会計行為に限定した法の趣旨及び目的を考慮し、判断の範囲としない。

以上のことから、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善加算に係る216,000円については、違法性又は不当性があるとまでは認められなかった。

(6) ひとり親世帯利用料割引加算に係る30,000円について

本件学童クラブに対する本件補助金の支出のうち、ひとり親世帯利用料割引加算に係る30,000円についての違法性又は不当性について検討する。

本件学童クラブのひとり親世帯利用料割引加算については、ひとり親世帯が4世帯あり、いずれも平成29年9月から平成30年3月まで在所していたとして、児童1人当たり月額5,000円×4人×7月＝140,000円を算定し、これを交付している。

請求人の主張は、ひとり親世帯の児童のうちの1人が平成29年9月末に退所していることから、上記30,000円は過大な交付であるとしている。

一方、所管部は、本件日誌を確認したところ、請求人が「平成29年9月末で退所している」とするひとり親世帯の児童1人について、同年10月及び11月にも利用があり、退所届は提出されていないとしている。

監査委員が本件日誌を確認すると、請求人が平成29年9月末で退所したとするひとり親世帯の児童1人においては、同年10月及び11月について、来所の記載はあるが、同年12月から平成30年3月については、本件日誌に名前があるものの来所の記載はない。しかし、平成29年度放課後児童名簿によると、当該児童の退所月は平成30年3月との記載がある。退所にあたっては、退所届の提出はなく、また、口頭による退所の連絡があったか否かは確認できない。

以上のことから、ひとり親世帯利用料割引加算に係る30,000円については、違法性又は不当性があるとまでは認められなかった。

(7) 結論

以上のことから、請求書の「1、基本額」、「2、長時間開所加算（平日）」、「3、放課後児童支援員等処遇改善等加算」、「4、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善加算」、「5、ひとり親世帯利用料割引加

算」に該当する各請求について、本件補助金の本件学童クラブへの交付は、補助金等交付規則及び本件要綱にのっとり支出決定がされており、違法又は不当な支出であるとまでは認められなかった。

したがって、請求人の主張には理由がないものと認めこれを棄却する。

(8) 意見

所管部の説明には、帳票等の資料に基づかないものが少なからず見受けられるため、事業者にとって過度な負担にならないことを留意しつつ、備えおくべき帳票等を規定し、今後は、帳票等に基づく監査を継続的に実施するなど、特に開所初年度においては積極的に指導を行うことを徹底し、適切な運営や管理が確保されるよう取り組まれない。

また、土曜日等児童不在時における開所に対する補助金交付のあり方、開所日数算定にあたっての端数処理の取扱い及び名簿等様式が規定されていないことなどが見られたため、本件要綱については早急に整備されたい。